

県立 I T 未来高等学校の部活動に係る活動方針

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

- ア 1 日当たりの活動時間の上限は平日 2 時間、休日 4 時間とし、1 週間の上限は 12 時間とする。
- イ 1 週間のうち平日の 1 日及び週休日の 1 日を休養日とし、部活動は行わない。
- ウ 休日に、練習試合や大会等により、4 時間を超えて活動をした場合は、可能な限りなるべく近い他の休日に休養日を振り替える。
- エ 平日の大会参加により 2 時間を超えて活動をした場合は、1 週間の活動が 12 時間を超えないように活動時間を調整する。
- オ 夏季休業等の長期休業中も、1 日及び 1 週間の上限を超えないように活動時間を設定する。
- カ 夏季休業および冬季休業においては、1 週間以上の連続した休養期間を設ける。
- キ 朝の活動は、原則行わない。大会等の直前で放課後のみでは施設等が使用できないなどの理由で放課後の活動を朝に振替える場合等は、事前に朝活動理由書を校長に提出し、許可を得て行うこととする。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 大会参加は、運動部においては、高体連主催等の公式大会のみとする。文化部においては、高文連主催等の公式大会等（研修会等を含む）を原則とする。ただし、ボランティア活動は自主的なものゆえこの範囲外とする。
- イ 校長は、大会参加数、休養日の振替、生徒や顧問の負担過多等について判断し、適切な助言指導を行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ア 校長・部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることを周知する。
- イ 部活動の企画・運営は可能な限り生徒による主体的なものになるようにし、必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるような運営体制に努める。
- ウ 当分の間、部活動の活動にかかる参加費や旅費等の費用は、生徒会費、後援会費及び特別活動後援会費から充当する。校長は、入学予定者説明会や P T A 総会、保護者会等を活用し、P T A、後援会及び特別活動後援会

の加入に際して、充当について説明し理解を得るようにする。部活動加入生徒と未加入生徒で不公平感のないように配慮する。

エ 部顧問の決定にあたり、部活動指導員を可能な限り配置し、それを勘案しながら、充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。

オ 校長は、毎月の活動計画及び実績の確認をとおして各部の活動状況の把握に努め、必要な支援と指導を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 学校は部顧問対象研修の機会を積極的に活用し、顧問が参加できるように体制を整える。

顧問は、科学的なトレーニング理論や技術の合理的でかつ効率的・効果的な指導方法について、積極的に研修に参加し修得するように努める。

イ 校長は、熱中症事故を防止するため、「熱中症予防運動方針」等を参考に、気象庁の高温注意情報、環境省熱中症予防サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、部活動の実施について適切に判断する。

ウ 暑さ指数（WBGT）が 31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。やむを得ず行う場合は、参加生徒の体調の確認、こまめな塩分・水分の補給や休憩の取得、服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。

エ 万一、熱中症の疑いのある症状が見られた時には、早期の塩分・水分の補給、体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を行う。

オ 校長及び部顧問は、部活動における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 校長は、県運営方針にのっとり、毎年度学校方針を策定する。

イ 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間活動計画	平日・休日の活動日・休養日・参加予定大会等
月間活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
月間活動実績	

ウ 校長は、学校方針、年間活動計画、月間活動計画、月間活動実績を本校のホームページに掲載し公表する。

エ 校長は、毎月の活動計画及び実績の確認をとおして各部の活動状況の把握に努め、必要な支援と指導を行う。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長・部顧問は、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく他の分野の活動も経験できるよう、活動日数や時間に配慮する。

イ 校長・部顧問は、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視して、活動内容や活動時間の工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

ア 教育委員会や自治体における部活動の地域移行の推進状況を見ながら、可能な部分から部活動の地域移行に努める。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

ア 当分の間、部活動はコンピュータ部及びJ R C部とし、部活動数を増やさない。

なお、生徒会会則に基づき、生徒から部・同好会の新設の要望があった際には検討する。

イ 定通大会等への参加の希望があった際には、必要な期間は特設部として部活動の扱いをする。

ウ 各部に複数の顧問を配置し、部活動指導業務の適正化を図る。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

ア 高体連、高文連、教育委員会等からの指示をふまえ、今後の方針を決定する。